

是正申入書

2025(R7)年9月18日

蘭越町議会議長 熊谷雅幸 殿

申入人 野村一也

住所 蘭越町富岡 1035-3

連絡先 電話 090-4836-4467



申入人は「地方自治法第100条の調査を求める陳情書（2025.7.28 付）」に関する是正申入れる

第1 【申入れの趣旨】

- 1 申入人は、「地方自治法第100条の調査を求める陳情書（2025.7.28 付）」を提出した。しかし、蘭越町議会は、「陳情の処理結果について（2025.9.12 付）」なる文書を用いて、本陳情について「既に不採択と決定された内容と同様である」との理由で「審査しない」と処理した。
- 2 本処理は、蘭越町議会会議規則第95条に定める「陳情書又はこれに類するものは請願の例により処理する」との規定に反し、陳情人の意見を審査の対象とする機会を奪うものです。

第2 【申入れの理由】

- 1 会議規則第95条に基づけば、陳情は請願と同様に受理・配布・委員会付託・審査を経るべきである。
- 2 「過去に同様の内容が不採択となった」ことは、新たな事実や事情の提示があ

る場合には直ちに「審査しない」理由にはならない。

- 3 本件陳情では、過去の審査が「町の対応」を「J R Tの問題」にすり替えたものであることを指摘し、審査過程そのものの不当性を是正することを求めており、内容に重複はない。
- 4 一方、蘭越町議会が本件陳情を「重複」とみなすことは、過去の審査における蘭越町議会のすり替えを繰り返すことに等しい。
- 5 よって、本件却下処理は、請願権保障（憲法第 16 条）の趣旨にも反する。

第 3 【求める措置】

- 1 本件陳情を会議規則第 9 5 条に従い、請願の例により受理し、委員会付託のうえ審査を行うこと。
- 2 「審査しない」との処理決定を撤回すること。
- 3 本件について適正な処理を行ったことを、文書にて回答を求める。

以上